

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市識別用品整備要項

### 1 趣旨

青の煌めきあおもり国スポ・障スポにおいて、円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品に関して必要な事項を定める。

### 2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素、効率化を考慮し原則として次のとおりとする。

- (1) ADカード
- (2) 服飾品
- (3) その他大会運営上必要が生じた識別用品

### 3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、原則として次のとおりとし、配布対象者ごとの整備品目は別に定める。

- (1) 競技役員
- (2) 競技補助員
- (3) 競技会係員
- (4) 競技会補助員
- (5) 選手、監督、大会関係者等
- (6) 視察員、報道員等
- (7) その他（競技会場施設職員、委託業者、売店関係者等）

### 4 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が指定する者とし、従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

### 5 識別用品整備委託

配布対象者は、原則として実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。ただし、競技役員及び競技補助員に配布する識別用品については、競技団体が代替品目の整備を希望し、整備品目及びそのデザインについて、実行委員会が競技運営等により必要と認めた場合は、競技団体へ整備を委託できるものとする。

なお、実行委員会が競技団体へ支払う委託料の単価については、実行委員会が整備する1人とあたりの予算額を超えないものとし、予算額を下回る際は、実費を委託料として支払うものとする。

## 6 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関して必要な事項は別に定める。